

## リコール制度の強化と安全情報の有効活用を（提言）

- 1、自動車は、安全確保及び環境保全上の基準をもとに自動車メーカーが行政にリコールの届出を行うこととされているが、自動車以外の製品については医薬品・医療器具を除いて、危害・危機情報や製品回収措置を事業者が行政に報告することは義務づけられていない。
- 2、リコールの届出が必要な自動車においては、メーカーによる虚偽報告やリコール隠しなどの悪質な不正行為が相次いで発生した。
- 3、自動車以外の製品の中には、行政が事業者に製品の回収を命令することができる仕組みが設けられているものもあるが、例えば、死亡事故を伴った石油温風器について、新たな被害が発生してから回収命令が発動されることとなった。
- 4、近年、製品の回収等の措置が頻繁に行われているが、その情報は消費者に十分周知されているとはいはず、製品の回収も不十分な状況にある。
- 5、行政による危害・危険情報の収集・公表は、所管する省庁ごとに行われており、省庁間の連携も極めて不十分な状況のままである。

現在、「消費者基本計画」（平成17年4月）に基づいて「リコール制度の強化・拡充」策が検討されているが、「消費者の安全・安心の確保」のための課題「消費者の身の回りからの危険な商品の排除」を実現するためにつぎのような施策を早急に講ずべきである。

- 1、製品に関する危害・危険情報について、メーカーの行政に対する報告を義務とし、速やかに公表しなければならないとすること。
- 2、虚偽報告・リコール隠しなどの悪質な不正行為を防止するため行政の監督が有効に機能すること。
- 3、行政が製品の回収命令措置を講ずることができる範囲を拡大し、かつ新たな被害の発生を防止するために活用を図ること。
- 4、「製品事故に関する情報は国民の共有財産」（PL法の国会審議における通商産業大臣答弁）という観点から、製品安全（危害・危険）情報を製品の分野を超えて一元的に収集し、被害の防止に有効に活用できるような仕組みをつくること。
- 5、メーカーによる製品の回収等の情報が消費者に十分周知されるよう改善を図ること。

2006年6月30日

PLオングズ会議

## ガス給湯器事件等に関する P L オンブズ会議の声明

私たち P L オンブズ会議は、平成 6 年の製造物責任（ P L ）法制定をめざした消費者団体、弁護士、学者らで組織し、法制定後の運用や社会の動きを監視している団体です。

このたびのパロマガス給湯器の欠陥に起因する多数の事故の報道等をうけ、ここに声明を発表します。

製造物責任法の制定は、メーカーに厳格な民事責任を課すことによって、安全なものづくりを心がけさせ、より安全で安心できる社会の実現をめざした。

製品事故に関する情報が公開され、共有されて、事故の再発を防止し、より安全な製品作りの参考とされることが期待される。当時の通商産業大臣も国会審議の場で「製品事故に関する情報は、国民の共有財産、との観点から極力公開すべきである。」と答弁している。

ところが、1973年制定の消費生活用品安全法の緊急命令を初めて発動した昨年の松下電器工業の石油温風器リコール事件、トヨタ自動車のリコール放置による事故の発生、そしてこのたびのパロマガス給湯器の欠陥に起因する多数の一酸化炭素中毒事故の発覚、と、メーカーと行政機関に蓄積されている事故情報に敏感に反応することなく放置して新たな犠牲者を生み出した事件が相次いでいる。「早くから事故情報があったのであれば、どうしてユーザーに知らせて製品の回収や修理をしなかったのか。」との遺族の無念は想像を超えるものがある。

私たち P L オンブズ会議は、事故情報の共有化とリコール制度の強化充実につき 2006 年 6 月 30 日に提言を行っている。

このたびの一連の事故を契機に、 P L オンブズ会議では、改めて関係機関にこの提言を出し、製品事故の撲滅と被害者の救済に向けた取組みをすすめる。

2006年7月21日

全国消費者団体連絡会 P L オンブズ会議

(問い合わせ先：全国消団連 山崎 電話 03-5216-6024)

## 全国消団連 PLオンブズ会議 2006年度報告会を開催(6月30日、プラザエフ5F) 「安全情報は誰のもの?」

～リコール制度の強化と安全情報の有効活用～

最近では、パロマやトヨタのリコールが問題になっていますが、昨年起こった松下電器産業の石油温風機事故でも、危険情報の告知の遅れや製品の回収の遅れ・難しさが明らかとなりました。製品事故を未然に防止するためのリコール制度のあり方や、製品安全・被害情報の消費者への提供とアクセスのあり方などが課題となっています。また、各省庁が把握している情報の一元管理や有効活用が課題となっています。

今年の報告会では、第1部で4人の方から問題提起をいただき、第2部でパネルディスカッションを行ないました。

司会は、小澤重久さん（元日生協）が行い、開会挨拶で主婦連合会の清水鳩子さんは、PLオンブズ会議のこれまでの歩みや今回の報告会のねらいなどにふれて挨拶しました。

### 第1部「リコール情報の収集と提供の現状について」

#### 「日本における製品安全情報の現状」

～弁護士の中村雅人さん

PL法制定当时、通産大臣は答弁の中で「製品事故に関する情報は、国民の共有財産、との観点から、極力公開すべきである。」と述べていました。また衆参商工委員会での付帯決議では、事故情報は再発防止の観点からも情報公開に努め、事故情報の積極的な提供を図ることとしていました。しかし、松下石油温風器の事故や最近のシンドラーのエレベーターでも事故情報の提供は事故が何度も起こってからでした。経産省の消費生活用製品安全法82条に基づく回収・点検・改修、危険性の周知など必要な措置を求める緊急命令が出されたのは、最初の事故が発生してから10ヶ月後でした。石油ファンヒーターの事故は過去にも多数報告されていましたが、今回が初めての緊急命令発動でした。

縦割り行政による別々の情報収集や、医薬品のように情報収集先が事業者や医療機関などだけで、しかも評価を加えてからの情報公表としているところもあります。食品分野での食品安全委員会のように、製品全般にわたる「製品安全委員会」が検討されるべきです。リコール制度では、調査・捜査、懲罰的賠償など制度に強制力が必要です。製品安全情報の「共有」と「公開」について検証

していく必要があるなど問題提起がありました。

#### 消費生活相談の現場からの報告

～NACSの三村光代さん

事故情報が集まる機関としては、国民生活センター、各PLセンター、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)、病院、その他があります。相談員は事故相談があったときには、PIO-NETに集約される相談カードに記入(現在多くはパソコン入力)し、NITEへの報告には別の様式の事故通報書に記入しなければならぬこと、NITEでは独自に情報収集しており、事故情報は一本化することが望ましいこと、事故情報はオンライン化して誰でも検索できることが理想であること等、報告がありました。

#### 新しい法制度（「危険情報公開法案」）の確立に向けて ～長妻 昭さん（衆議院議員）

長妻議員がかねてより法案提案していた「消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係わる危険情報の提供の促進等に関する法案」について報告いただきました。この法案では、危険情報が必要とされる対象を、食品・添加物・容器包装、消防機械器具、毒劇物、自動車、高圧ガス容器・付属品、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器、電気用品、有害物質を含有する家庭用品、消費生活用製品や、

特定生活関連物品として、その構造・材質・使用状況から一般消費者の生命や身体に特に危害を及ぼすおそれが多い製品・建築物・工作物で、危険情報の提供の必要があるもの（政令で定める）を対象としています。これらの物品については、安全基準策定を義務付けることにし、該当する個別法を改正し、危険防止措置、廃棄・防止命令、緊急措置、緊急命令などを定め、行政庁への報告や危険情報の提供を促進しようとするものです。これまでの行政縦割りの弊害、場当たり的な対応を改めさせていくことをめざしています。

#### 欧米におけるリコール制度

～田渕 公朗さん（インターリスク総研）

EUの一般製品安全指令では、安全な製品を製造し供給することを製造業者と流通業者に義務付けていること、安全な製品の定義と安全性の評価の枠組みを規定すること、安全でない製品から消費者を守るために措置権限を行政にもたらすことを

規定しています。事業者の義務として、危険情報の消費者への提供、危険回避のため、回収、警告、リコールの実施、製造者・販売者は講じた措置内容を加盟国管轄当局に直ちに報告することとしています。EUでは、RAPEXという情報共有システムがあり、製品による傷害の深刻さ（3段階）、発生可能性（5段階）を設定しアセスメントをおこなっています。

アメリカでは、1972年に消費者製品安全法が制定され、73年には米国消費者製品安全委員会(CPSC)が設置され、安全情報を連邦で一元管理しています。CPSCは製品の危険報を、地方・全国メディア、小冊子、電話ホットライン、全国危険情報センターなどを通じて提供しています。事業者に対し報告義務を課し、罰則金もあります。情報のネットワークができており、病院からの情報や弁護士協会、マスコミ、消費者団体、保険会社などから情報提供があります。

### 第2部のパネルディスカッション



会場からも、情報の一元管理や共有化の必要性など発言がありました。また製品による事故が起こっても誤使用として処理されるとの発言がありました。誤使用にも非常識な使用と予見可能な誤使用があり事業者はそれを踏まえた対応が必要なこと、消費者の使用実態を反映した製品テストが必要であること等の議論がありました。

最後に、PLオンブズ会議を代表して太田吉泰さんから、「リコール制度の強化と安全情報の有効活用」に関する提言を行い、報告会を終了しました。

※「提言」については、全国消団連のホームページをご覧ください。

※トヨタ自動車のリコール放置やパロマ給湯器事故等が続く中で、7月21日、PLオンブズ会議として、「声明」を出しました。こちらもホームページでご覧ください。